

## 建築主・設計者等の皆さまへ 建築確認審査・検査の適確化について

平成 19 年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行されます。

今回の法改正では、構造計算書偽装事件のような問題の再発防止を目的に、建築確認・検査を公正かつ適確に実施するため、確認審査及び完了検査、中間検査の方法が告示により規定され、建築確認審査・検査の適確化が図られます。

### 《今後の申請手続き上の注意点》

#### 申請に必要な図書および記載事項等が増えます

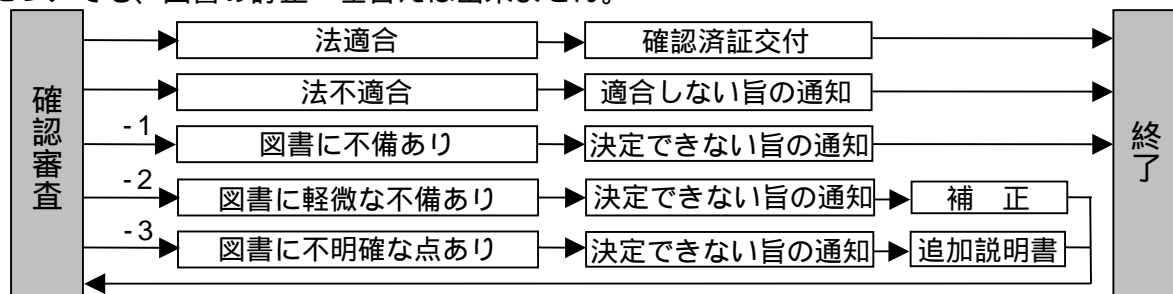
建築基準法施行規則 1 条の 3 の改正により、設計図書の種類と明示すべき事項が大幅に拡充されます。また、委任状、建築士免許証の写し、構造計算の安全証明書等の添付及び確認申請書の設計者欄への設計に係った設計者全員の氏名等の記載、設計図面への記名・押印等が必要となります。

#### 図書の不整合・法不適合等による訂正・差替え等は原則できません

確認審査等の指針告示第一の 5 の規定により、確認審査において下図のような取扱いがなされます。補正が認められるのは、誤記・記載漏れ等の中でも、申請者が記載しようとしたものが容易に推測される程度の軽微な不備についてのみです。その他の不備に関しては、「適合するかどうか決定することができない旨の通知」が交付され審査が終了します。

申請に当たっては、図書の不整合等が無いように、十分なチェックを行ってください。

また、申請書の記載内容に不明な点があった場合は、追加説明書を求めますが、追加説明書についても、図書の訂正・差替えは出来ません。



完了検査・中間検査に関しても確認審査等の指針告示第三の 4・第四の 4 にそれぞれ取扱いが規定されます。

### 確認審査中の計画に変更が生じても、図書の訂正・差替え等はできません

なお以上の手続きは、一義的には設計者等（設計者、工事監理者及び施工者）が、建築行為の各過程において、法適合性の確保に努めることが、前提となります。

法令（特に構造関係）の解釈等に関しては事前に所管の行政庁又は指定確認検査機関にご相談下さい。

また、東京都に確認申請を提出される場合は、**構造計算適合性判定の要否を事前にご相談**いただくと共に、確認審査・検査の適確かつ迅速な処理にあたり、申請図書に申請者による**チェックリストの添付**をお願いいたします。

平成 19 年 6 月